

平成 20 年 7 月 1 日制定

令和 3 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 10 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた CASBEE 評価認証業務規程（以下「業務規程」という。）第 17 条の規定に基づき、財団が実施する評価認証に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評価認証手数料)

第 2 条 財団は、業務規程第 7 条に基づいて評価認証の申請を引受けたときは、業務規程第 5 条第 2 項の評価認証を行う区分に応じ、次の各号に掲げる額の評価認証手数料の請求書を申請者に対して発行する。なお、手数料等には消費税を含むものとする。

一 業務規程第 6 条第一号による評価認証（建築評価）

下表による

申請建築物の延べ面積	用途	手数料
2,000㎡未満	—	事前相談の上、見積もりにて対応
2,000㎡以上 10,000㎡未満	単一用途	495,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 165,000円を加算した額
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	616,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 198,000円を加算した額
50,000㎡以上 100,000㎡未満	単一用途	737,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 231,000円を加算した額
100,000㎡以上	単一用途	858,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 231,000円を加算した額

二 業務規程第 6 条第二号による評価認証（不動産評価）

下表による

主用途部分の延べ面積	用途	手数料
10,000㎡未満	単一用途	110,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 55,000円を加算した額
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	165,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 82,500円を加算した額
50,000㎡以上	単一用途	220,000円
	複合用途	上記の金額に 1 用途増える毎に 110,000円を加算した額

平成 20 年 7 月 1 日制定

令和 3 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 10 月 1 日施行

三 業務規程第 6 条第三号による評価認証（ウェルネスオフィス評価）

(1) 業務規程第 6 条第三号による評価認証は下表による

評価対象範囲の 延べ面積	手数料
2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上 10,000㎡未満	440,000円
10,000㎡以上 50,000㎡未満	550,000円
50,000㎡以上 100,000㎡未満	660,000円
100,000㎡以上	770,000円

(2) 評価パターン 1（テナントビルの募集時（新築時、運用時）、テナントビルのブランディング）で認証を受けた物件が、有効期間中に評価パターン 2（テナントビルへのテナント入居時（新築時、運用時）、テナント組織のブランディング）又は評価パターン 3（自社ビル、本社ビル等のブランディング、テナントビルのブランディング）で再度認証を受ける場合は、(1) の 70% の額とする。

(3) 評価パターン 2（テナントビルへのテナント入居時（新築時、運用時）、テナント組織のブランディング）による評価で、テナント数が 2 以上の場合は、(1) の額によらず別途見積もりとする。

(4) 認証有効期限に達する物件を更新する場合は、(1) の 50% の額とする。

2 認証業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、前項に掲げる金額を減額して適用することができる。

(現地調査手数料)

第 3 条 財団は、業務規程第 8 条第 1 項の規定に基づいて選任評価員及び関係者が現地調査を行った場合、財団が当該現地調査に要した額の現地調査手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

(再交付手数料)

第 4 条 財団は、業務規程第 16 条に基づいて認証書等の再発行の申請を受けたときは、11,000 円の再交付手数料に係る請求書を申請者に対して発行するものとする。

(納入の方法)

第 5 条 申請者は、前 3 条に係る手数料を指定期日までに財団の指定する金融機関へ振込により納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

平成 20 年 7 月 1 日制定

令和 3 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 10 月 1 日施行

(附則)

本規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

(附則)

本規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

(附則)

本規程は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。

(附則)

本規程は、平成 25 年 9 月 5 日より施行する。

(附則)

本規程は、平成 25 年 12 月 5 日より施行する。

(附則)

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

本規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。